

北上市告示甲第 6 号

北上市中小企業融資利子補給要綱（平成 3 年北上市告示第 44 号）の一部を次のように改正し、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 2 月 21 日

北上市長 八重樫 浩 文

改正前	改正後
（利子補給金の打ち切り等） 第 6 市長は、利子補給に係る資金の融資を受けた者が、<u>その融資を受けた資金を目的以外に使用したとき、又は市内で事業を営まなくなったときは、その者に係る金融機関に対する利子補給金を打ち切るものとする。</u>	（利子補給金の打ち切り等） 第 6 市長は、利子補給に係る資金の融資を受けた者が、<u>次の各号のいずれかに該当したときは、その者に係る金融機関に対する利子補給金を打ち切るものとする。</u> <u>(1) 資金を目的外に使用したとき。</u> <u>(2) 市内で事業を営まなくなったとき。</u> <u>(3) 融資の要件が、融資要綱第 6 第 1 項に規定する返済期間又は第 3 項に規定する据置期間に適合しなくなったとき。</u> <u>(4) 代位弁済があったとき。</u> <u>2 利子補給金を打ち切る日は、前項各号に掲げる事由が発生した日とする。ただし、同項第 4 号に該当したときは、最終返済日とする。</u>
<u>2 市長は、金融機関の責に帰すべき事由により、第 3 に規定する契約の条項に違反したときは、金融機関に対する利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。</u>	<u>3 市長は、第 1 項各号のいずれかに該当したときは、金融機関に対し、利子補給金の全部又は一部の返還を命ずることができる。</u>

(報告の徴収等) 第7 [略]	(報告の徴収等) 第7 [略] <u>(補則)</u> <u>第8 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。	